

蒲郡市被災者生活再建支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市内において発生した自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない被災者に対し、蒲郡市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給される支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給される支援金をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、自然災害による次の各号に掲げる被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に、住宅の被害の程度及び住宅の再建方法に応じて、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯）
- (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯（当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯）
- (3) 長期避難世帯（当該自然災害による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯）

(4) 大規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。）

(5) 中規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)から(4)までに掲げる世帯を除く。）

2 市長は、第6条の規定による支援金の支給の決定をしたときは、当該決定を受けた支援対象者の指定の口座に支給すべき支援金の額を振り込むものとする。

（支給申請）

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、蒲郡市被災者生活再建支援金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市が発行する証明書
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が発行する罹災証明書
- (3) 半壊解体・敷地被害解体世帯が申請するときは、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書
- (4) 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた被災世帯が申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書
- (5) 長期避難世帯が申請するときは、当該世帯に該当する旨の市による証明書
- (6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画
- (7) 振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金（中規模半壊世帯の者を除く。）にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

(支給決定等の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは蒲郡市被災者生活再建支援金支給決定通知書（第2号様式）により、支給しないことを決定したときは蒲郡市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした支援対象者に速やかに通知しなければならない。

(実績報告及び支援金の額の確定)

第7条 規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による支援金の額の確定通知については、第4条の規定による支給申請及び前条の規定による支給の決定の通知をもってなされたものとみなす。

(状況報告)

第8条 第6条の規定による支給決定の通知を受けた支援対象者（以下「支援決定者」という。）は、第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を完了したことがわかる書類を、蒲郡市被災者生活再建支援金再建状況報告書（第4号様式）により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) 第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、支援金が支給された後においても適用があるものとする。

3 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、蒲郡市被災者生活再建

支援金支給決定取消通知書（第5号様式）により支援対象者に通知する。

（支援金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、蒲郡市被災者生活再建支援金返還請求書（第6号様式）により、支援決定者にその返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を命じた支援金が定められた期日までに返還されなかったときは、当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、その未納付額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で算出した延滞金を市に納付させるものとする。

（証拠書類等の保管）

第11条 支援決定者は、支援金の支給申請及び支給決定に関する証拠書類を当該支援金の支給の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害による被災世帯について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市被災者生活再建支援金支給要綱の規定による第1号様式及び第4号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行し、同日以後に生じた自然災害による被災世帯について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（単位：万円）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯 （世帯の構成 員が複数）	全壊 （第3条第1項第1号該当） 半壊解体・敷地被害解体 （第3条第1項第2号該当） 長期避難 （第3条第1項第3号該当）	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃貸	50	150
	大規模半壊 （第3条第1項第4号該当）	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃貸	50	100
	中規模半壊 （第3条第1項第5号該当）	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃貸	25	25
	単数世帯 （世帯の構成 員が単数）	全壊 （第3条第1項第1号該当） 半壊解体・敷地被害解体 （第3条第1項第2号該当） 長期避難 （第3条第1項第3号該当）	75	建設・購入	150
補修				75	150
賃貸				37.5	112.5
大規模半壊 （第3条第1項第4号該当）		37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃貸	37.5	75
中規模半壊 （第3条第1項第5号該当）		—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃貸	18.75	18.75

備考

- 1 基礎支援金とは、住宅の被害程度に応じて支給する支援金をいう。
- 2 加算支援金とは、住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。